

# JA水戸商品券ご利用約款

## 第1条(約款の趣旨)

水戸農業協同組合(以下「組合」といいます。)は、JA水戸商品券(以下「商品券」といいます。)をこの約款にしたがって扱うものとし、商品券の所持者(以下「お客様」といいます。)は、この約款によりお取引をしていただきます。

## 第2条(商品券が利用できる場合)

1. お客様は、商品券を「JA水戸商品券取扱店舗一覧」に掲載された店舗(以下「取扱店」といいます。)で、券面表示の金額で代金の支払いに利用できます。ただし、当組合または取扱店が商品券の利用ができないものとして指定した商品等の代金のお支払いには、ご利用いただけません。
2. 商品券をご利用される場合には、つり銭をお返しすることができませんので、あらかじめご容赦ください。
3. 商品券をご利用になれる取扱店は、商品券の取扱に関する契約の新規締結や終了等によって、増減することがあります。

## 第3条(商品券が利用できない場合)

次の場合には商品券をご利用いただくことはできません。

- ① 商品券が偽造または変造されたものであるとき。
- ② お客様が商品券を違法に取得したとき、または違法に取得された商品券であることを知りながら、もしくは知ることができる状況で取得したとき。
- ③ 商品券の破損、汚損等により、ご利用店舗で商品券を真券と認識することができないとき。
- ④ 商品券の破損、汚損等により、証票番号の照合ができないとき。
- ⑤ 商品券の3分の1以上が滅失しているとき。
- ⑥ 商品券に、回収所印が押印済のもの。

## 第4条(商品券の再交付をする場合)

第3条の場合において、当該商品券が真正に作成されたものであること、および未使用のものであることを確認でき、かつ商品券の滅失の範囲が2分の1未満のときは、お客様は、当組合が定める方法でその商品券を提出し、商品券の再交付を受けることができます。ただし、その原因が故意によるものと認められる場合には、再交付はいたしません。

## 第5条(商品券を再交付しない場合)

商品券は、盗まれ、または紛失された場合には、再交付いたしませんのでご了承ください。

## 第6条(取扱店との関係)

お客様が商品券をご利用された際、万一、商品またはサービスの取引について、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、当該取扱店との間で解決していただくものとします。

## 第7条(換金の原則禁止)

1. 商品券は、現金との引き換えまたは換金することはできません。
2. 経済情勢の変化、法令の改廃その他当組合の都合により取扱を全面的に廃止した場合など商品券の利用が著しく困難になったと認められる場合には、前項の定めにかかわらず、お客様は、当組合が定める方法で商品券をご提出いただくことにより、券面金額の払い戻しを受けることができます。

## 第8条(取扱の変更)

当組合は、商品券の取扱について、この約款を変更する場合には、一定の予告期間をおいて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用いたします。

令和3年9月